

議案第36号

渋谷区監査委員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月3日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区監査委員条例の一部を改正する条例

渋谷区監査委員条例（昭和39年渋谷区条例第7号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（説明）

地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。